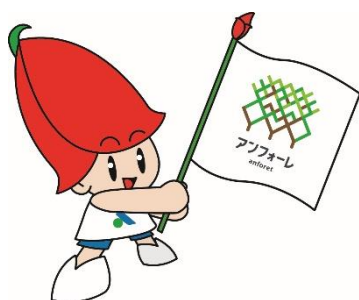


安城市図書館 運営基本計画

【改訂版】（案）

【2020 年度～2029 年度】

市民のライフステージをサポートする
「知の情報拠点」を目指して



2025(令和7)年4月
愛知県安城市



安城市図書館運営基本計画

～ 目 次 ～

はじめに

I	安城市図書館運営基本計画の策定にあたって・・・・・・・・・・	1
I-1	計画策定の根拠と目的	
I-2	図書館振興施策の流れ	
I-2-1	国の施策の流れ	
I-2-2	愛知県の施策の流れ	
I-2-3	本市の施策の流れ	
II	本市の図書館サービスの現況と課題・・・・・・・・・・	7
II-1	アンケート結果と市民の声	
II-1-1	利用者満足度アンケート	
II-1-2	e モニターアンケート	
II-1-3	市長へのメールやご意見箱	
II-2	運用サービス上の課題の整理	
II-2-1	「望ましい基準」における本市の現状	
II-2-2	図書情報館開館以降の特徴（強み）と課題（弱み）	
II-3	図書館サービスのあるべき姿とは	
III	図書館運営の基本方針・・・・・・・・・・	16
III-1	今後の図書館サービスのあり方	
III-1-1	計画の位置づけと計画期間	
III-1-2	図書館運営の基本理念・基本方針と重点施策	
IV	重点施策の点検と評価・・・・・・・・・・	32
IV-1	目標の進捗管理	

I 安城市図書館運営基本計画の策定にあたって

I-1 計画策定の根拠と目的

国は、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成 24 年文部科学省告示第 172 号）において、「社会の変化及び地域の実情に応じ、図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針を策定し、公表するよう努めるものとする。」と規定しています。

本市は、2017（平成 29）年 6 月 1 日に 5 代目の図書館となる図書情報館を核とする中心市街地拠点施設アンフォーレを開設しました。これは、次のような経過で計画され、設置したものです。

①中心市街地拠点整備基本構想（2008 年 3 月）

2008（平成 20）年 3 月に策定した「中心市街地拠点整備基本構想」（以下、「基本構想」という。）では、中心市街地の活性化に資する複合施設のコンセプトを、地域力を育む健康と学びの拠点とし、「拠点施設における 3 つの機能（学び、健やか、交わり）の連携、及び拠点施設と周辺地域や関係機関との間で連携を図るとともに、様々な情報や拠点施設での活動等を発信することで、中心市街地のにぎわい創出や活性化を図ります。」としました。

②安城市新図書館基本計画（2010 年 3 月）

基本構想を受けて、2010（平成 22）年 3 月には「安城市新図書館基本計画」（以下、「2010 計画」という。）を策定し、中心市街地拠点施設アンフォーレにおける中核施設として整備する新図書館のあるべき姿、役割、機能、サービス等の具体的検討を行いました。さらに、中央図書館（当時）の跡地利用計画を含めた新図書館との連携及び今後の社会情勢や市民ニーズを踏まえた本市の図書館サービスの拡充のあり方について、方針・目標等を定めました。（2010 計画 p 1）

この 2010 計画では、新たな図書館の基本コンセプトを、「ひと、まち、みどりを育む学びと情報のひろば」とし、「図書館には、市民の生涯学習拠点として、所蔵する資料・情報を通じて人々が生涯にわたって主体的に学び続ける場となることだけではなく、中心市街地に位置する複合施設に整備される特徴を活かし、“交流”をキーワードに市民の知的・文化的活動の拠点となり、新たな地域文化の創出やまちの活性化に資することが求められる。」としました。（2010 計画 p 39）

③中心市街地拠点整備事業計画（2012 年 12 月）

さらに、2010 計画を受けて 2012（平成 24）年 12 月に公表した「中心市街地拠点整備事業計画」（以下、「事業計画」という。）では、公共施設は P F I 事業で整備（設計・建設・維持管理）するものの、中核施設で

ある図書情報館の運営は従来どおりの市直営を堅持することとし、重点的に提供するサービス及び整備方針を、

- ①市民の生活に密着した新たなサービスとして、健康支援・子育て支援、ビジネス支援、まちの魅力発見支援を重点的に提供します
 - ②にぎわいと交流の場を創造する滞在型情報拠点をめざします
 - ③情報通信技術（ＩＣＴ）を駆使したハイブリッド型図書情報館をめざします
- としました。

これら 2010 計画及び事業計画では、いずれも、新図書館のあるべき姿、役割、機能、サービスなどを示しているものの、市域全体における図書館サービス及び図書館運営のあるべき姿は提示しているとは言えず、計画期間も定めていませんでした。

そこで、中心市街地拠点施設アンフォーレに図書情報館を整備したことを踏まえ、社会環境の変化や新たな課題に対応し、市域全体の図書館サービス及び運営体制の 10 年後のあるべき姿を示すため、2020（令和 2）年に「安城市図書館運営基本計画」を策定しました。

2024(令和 6)年に、計画の進捗状況を確認し、第 9 次安城市総合計画の目指す都市像を実現するための重点施策「子どもを核としたまちづくり」を考慮して、中間見直しを行いました。中間見直しをした改訂版は、2025（令和 7）年度から 2029（令和 11）年度までを計画期間とします。

I-2 図書館振興施策の流れ

近年の国・県・本市による図書館施策、及び生涯学習振興施策の取組状況は、以下のとおりです。

I-2-1 国の施策の流れ

生涯学習時代の到来とともに、図書館の生涯学習拠点としての役割も見直され、それに応じた図書館行政が行われてきました。1988（昭和 63）年には社会教育審議会施設分科会が「新しい時代（生涯学習・高度情報化の時代）に向けての公共図書館の在り方について（中間報告）」を発表し、図書館を、生涯学習を進める上で最も基本的、かつ重要な施設と位置づけています。また、1992（平成 4）年には、生涯学習審議会社会教育分科審議会により、公立図書館の健全な発展に資することを目的に「公立図書館の設置及び運営に関する基準について（報告）」が発表されました。これらの報告を通じて、図書館を生涯学習の中心核として位置づける施策が展開されてきました。

また、1996（平成 8）年には、生涯学習審議会社会教育分科審議会は社会教育主事、学芸員及び司書の養成、研修などの改善方法を明らかにして司

書養成教育内容の改善を提言しています。

2000（平成12）年には、長年、図書館法第18条に規定されながら策定されずに来た「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準（報告）」が発表され、翌2001（平成13）年に告示されました。同基準では、図書館機能を十分発揮できるだけの種類・量の資料整備に努めること、就職、転職、職業能力開発、仕事のための資料・情報の提供に努めることなどが強調され、併せて、地方公共団体の行政資料等の情報、市民生活に必要な資料や情報等の充実を図るべきとされました。そして、これらの機能を活かすために、ITを活用した検索システムの整備、レファレンスサービスの充実、専門的サービスを実施する専門職員の確保などが求められました。同基準は、2008（平成20）年の図書館法の改正や、社会の変化や新たな課題への対応の必要性から2012（平成24）年に全面改正されています。

また、（社）日本図書館協会も政策提言を行っており、同協会町村図書館活動推進委員会は「21世紀の町村図書館振興を目指す政策提言 Lプラン 21～図書館による町村ルネサンス」を発表し、その中で図書館の理念と働きを提言するとともに、設置と運営に関する数値基準をまとめました。

さらに、2000（平成12）年には「2005年の図書館像～地域電子図書館の実現に向けて～」が文部省の地域電子図書館構想検討協力者会議によりまとめられ、図書館の情報化対応の方向性も示されています。その後、2005（平成17）年には「地域の情報ハブとしての図書館－課題解決型の図書館を目指して－」が、2006（平成18）年には「これからの図書館像－地域を支える情報拠点を目指して」がまとめられるなど、情報拠点としての公立図書館サービスの在り方が検討されるようになりました。その他、2005（平成17）年6月に文部科学大臣から中央教育審議会に諮問が行われたことを受けて、2008（平成20）年2月に「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」の答申が出され、その中でも地域や住民の課題解決を支援するため、公立図書館での資料や情報の提供機能を充実すべきとされています。

また、子どもの読書離れ、活字離れが問題となっていることから、2001（平成13）年12月に施行された「子どもの読書活動の推進に関する法律」を受けて、2002（平成14）年には、読書活動を通じた子どもの健やかな成長を目的に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が制定されました。同計画では、子どもの読書活動を推進していくためには、公立図書館に豊富で多様な資料を整備していくことや司書は子どもの読書活動を推進する上で極めて重要な役割を果たすこと、公立図書館が学校図書館と緊密に連携・協力していくことが地方自治体に求められました。

なお、同計画は概ね5年おきに改定を重ね、これまでの成果や課題などを検証し、地域における読書環境の格差の改善や、家庭、地域、学校におけ

る取組を整理し、2023（令和 5）年 3 月には「第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を閣議決定しています。

さらに、2005（平成 17）年には「文字・活字文化振興法」が制定され、公共図書館・学校図書館の司書や資料の充実、情報化の推進などを自治体に求めています。

そして、2018（平成 30）年 10 月、文部科学省は新時代の教育政策実現に向けた大規模な組織改編を行いました。学校教育政策と社会教育政策を横断的総合的に推進する総合教育政策局が新設され、図書館振興政策も一元化されました。

従来の組織では、「公共図書館に関すること」は生涯学習政策局の社会教育課が、「子供の読書活動の推進に関すること」は同局の青少年教育課が、「学校図書館に関すること」は初等中等教育局の児童生徒課が、それぞれ担っていました。それが、現在は、生涯学習政策局が総合教育政策局に変わり、地域学習推進課が新設され、その中の「図書館振興係」が、公共図書館と学校図書館、子どもの読書推進を一体的・総合的に担うこととなりました。

I-2-2 愛知県の施策の流れ

愛知県においては、1995（平成 7）年に生涯学習推進本部が設置され、1996（平成 8）年に「愛知県生涯学習推進構想」が策定されました。また、同年に愛知県生涯学習審議会が「21 世紀を展望した愛知県の生涯学習振興の基本方策について」の答申を行い、それを受けて、愛知県における生涯学習体制の整備が進められ、本格的な生涯学習活動がスタートすることとなりました。同答申では、生涯学習の基盤整備は、「地域における生涯学習活動を発展させる方向で推進させることが重要」とされ、公民館や文化施設等と並んで図書館が生涯学習関連機関として位置づけられ、その拡充が求められています。

さらに、1999（平成 11）年には『愛知県における生涯学習情報ネットワークの在り方について』で、生涯学習センターにおいてどのような学習情報システムを構築するか、そのためにはどのような連携・協力が必要かについての提言が行われました。その後、2000（平成 12）年には愛知県生涯学習情報システムの基本計画が策定され、2003（平成 15）年には生涯学習推進センターが設置されました。

図書館の運営に関しては、2014（平成 26）年に「愛知県図書館の基本的な運営方針」が策定され、10 年間に渡る図書館サービスの検討や市町村図書館等への支援などについての方向性が示されました。その後、2023（令和 5）年に「第二期愛知県図書館の基本的な運営方針」が策定され、急速なデジタル社会の進展による変化や新型コロナウイルス感染症の影響による「新しい生活様式」に対応した非来館型サービスの充実など新たな視点を盛

り込み、時代の流れに沿った愛知県図書館の運営に努めています。

子どもの読書活動に関しては、2004（平成16）年に「愛知県子ども読書活動推進計画」が策定され、図書館における児童サービスの充実や、図書館間協力等の推進などが施策の方向として挙げられました。

なお、国による概ね5年おきの新しい「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の改定を受けて、今後5年間にわたる施策の基本方向と具体的な方策を明らかにした「愛知県子供読書活動推進計画（第四次）」を2019（平成31）年4月に策定しています。今後は「愛知県子供読書活動推進計画（第四次）」を2年間延長し、2025（令和7）年度に策定を予定している次期「あいちの教育ビジョン」に統合することとしています。

I-2-3 本市の施策の流れ

本市では、1998（平成10）年に「安城市生涯学習推進計画」が策定され、市民の一人ひとりが、ふれあいや交流を広げながら、存在感と生きがいにあふれ、充実した人生を送ることを目指して生涯学習が推進されてきました。

その後、少子高齢化の進行、情報化社会の進展といった社会情勢の変化などを踏まえて、2005（平成17）年に「第2次安城市生涯学習推進計画」を策定し、市民の主体的な生涯学習を支援し、生涯学習による人づくり、まちづくりの推進が図られました。この中で、図書館については、市民ニーズを的確に把握した計画的な資料の収集と保存、提供を図るとともに、地域の情報提供・発信拠点として全ての市民が利用しやすい図書館としてハイブリッド型図書館を目指すものとされました。

さらに、2016（平成28）年には、超高齢社会を見据え、市民主体の協働の人づくり、まちづくりの推進等を目指した「第3次安城市生涯学習推進計画」が策定されました。

そのような流れの中で、2005（平成17）年3月には、中央図書館を核とした生涯学習活動の拡充を目指す「安城市図書館推進計画」を策定しました。同推進計画では、多様化・高度化する市民の生涯学習ニーズに的確に対応するため、今後の図書館運営の指針と具体的な数値目標を示して、図書館サービスの中長期的な推進が図られました。

また、2006（平成18）年6月には、子どもの自主的な読書活動の推進に向け「安城市子ども読書活動推進計画」を策定しました。その後、計画期間における成果や課題を検証した改定を行い、2011（平成23）年に第2次計画、2016（平成28）年に第3次計画、2021（令和3）年に第4次計画を策定しています。

これにより、学校司書の配置（2013（平成25）年度当初は8人でスタートし、2024（令和6）年度現在は29人）、安城版ブックスタート事業の開始（2013（平成25）年8月）、システムの一元化と定期配送による学校

図書館連携事業の開始（2017（平成29）年度）などにより子どもの読書環境の進展が着実に図られています。

2020（令和2）年度からは、不登校により来館できない子どもや外国にルーツを持つ子どもへの事業も開始し、より幅広く子どもの読書活動を推進しています。今後は、国、愛知県や他の自治体の計画を参考にし、子ども読書活動推進計画と本計画との統合について検討します。

Ⅱ 本市の図書館サービスの現況と課題

Ⅱ-1 アンケート結果と市民の声

図書情報館への移転を機に、本市の図書館サービスは一定の向上が図られていると考えますが、利用者アンケートなどを基に、今後の課題を整理します。

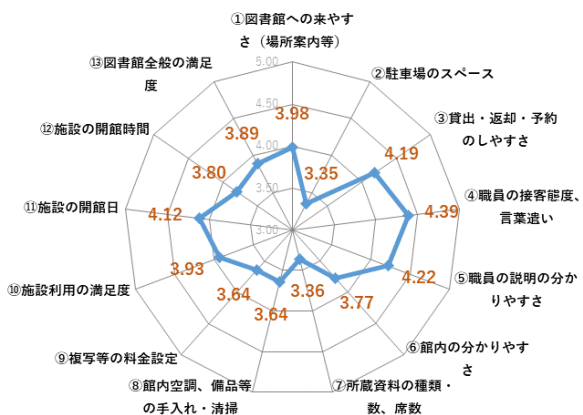
Ⅱ-1-1 利用者満足度アンケート

図書情報館では、来館者に 13 項目を 5 段階で評価していただくアンケートを、定期的に行っています。

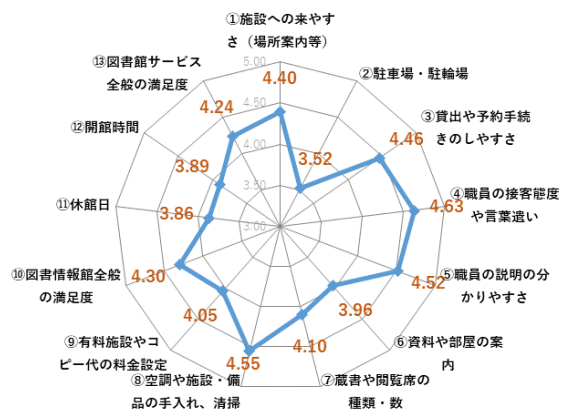
中央図書館で 2015（平成 27）年に実施したアンケートでは、施設全体の満足度は 3.89 ポイントでした。その後、図書情報館を開館した 2017（平成 29）年は 4.24 ポイント、2023（令和 5 年）は 4.27 ポイントと高い評価を維持しています。

【図 1】利用者満足度アンケート結果の変化

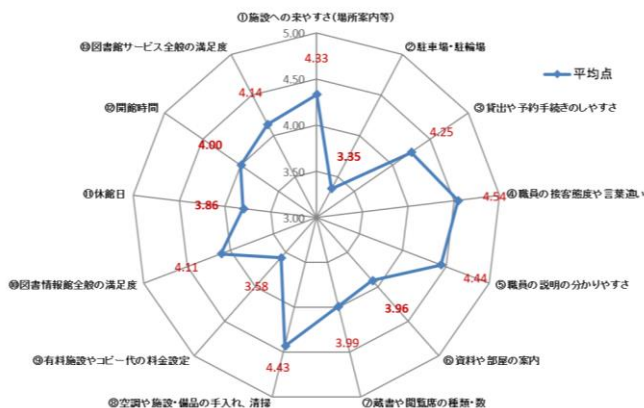
H27実施【中央図書館】利用者満足度アンケート結果
(回収727枚)



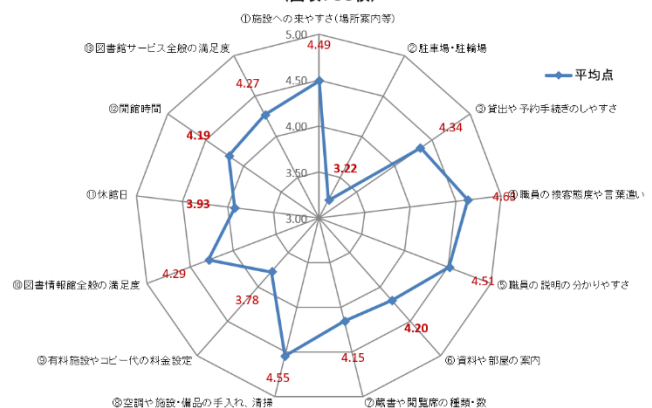
H29実施【図書情報館】利用者満足度アンケート結果
(回収552枚)



R1実施【図書情報館】施設利用者満足度アンケート結果
(回収775枚)



R5実施【図書情報館】施設利用者満足度アンケート結果
(回収705枚)



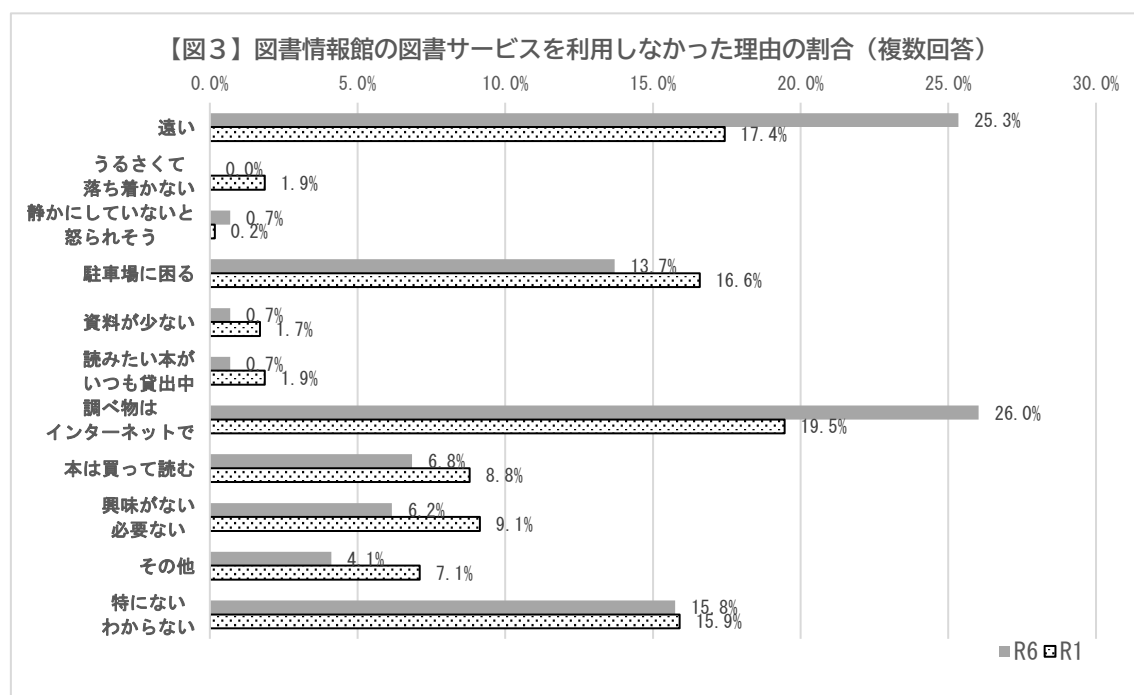
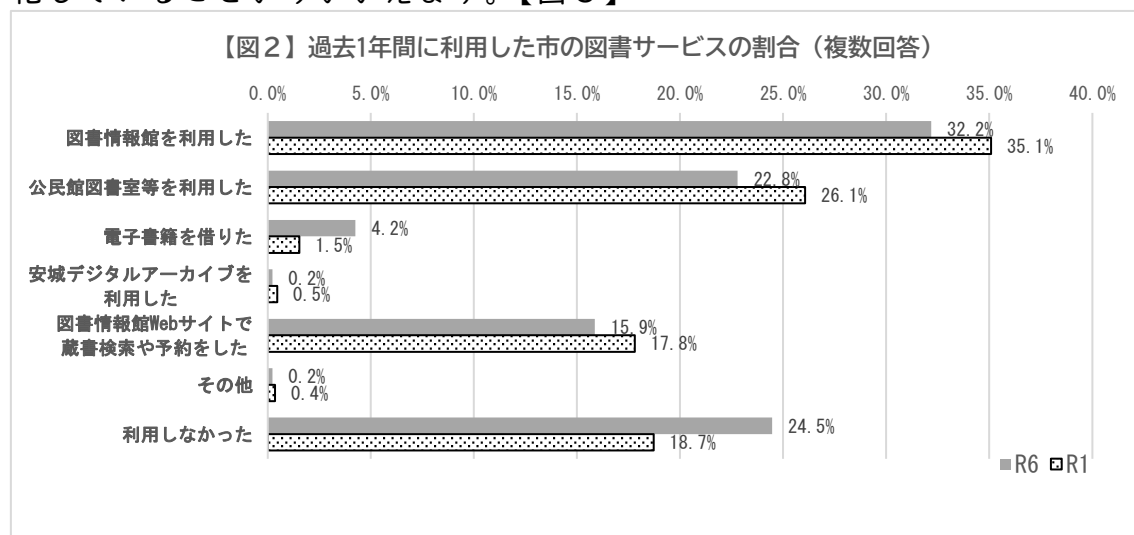
アンケートで利用者ニーズを把握することは重要ですので、これからも定期的に行い、利用者満足度の向上に努めます。

Ⅱ-1-2 e モニターアンケート

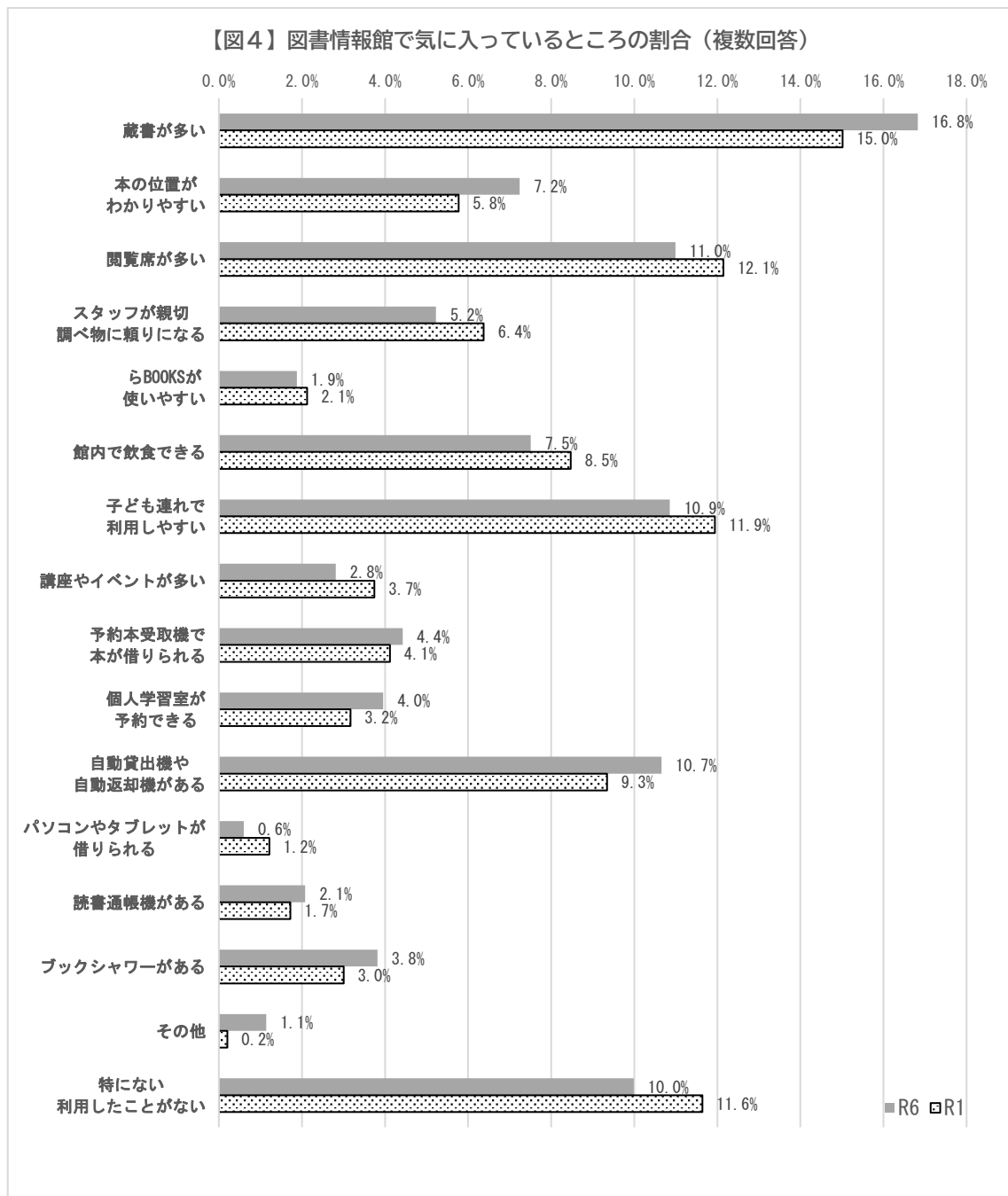
本計画の策定と中間見直しに際し、2019（令和元）年および2024（令和6）年に本市の「e モニター」を活用して、図書館利用などに関するアンケートを実施しました。

「過去1年間に利用した市の図書サービスの割合」では「図書情報館を利用した」と「公民館図書室等を利用した」の割合が減少していますが、「電子書籍を借りた」の割合が増加しています。【図2】

「図書情報館の図書サービスを利用しなかった理由の割合」では「調べ物はインターネットでする」の割合が増えており、SNS や動画配信等インターネットを経由したサービスなどの普及が考えられ、市民の情報行動が多様化していることがうかがえます。【図3】



また、「図書館で気に入っているところの割合」では「蔵書が多い」と「自動貸出機や自動返却機がある」などが評価されています。【図4】



Ⅱ-1-3 市長へのメールやご意見箱

本市では、広聴活動の一環で、市長へのメールなどを随時受け付けています。また、図書館内にご意見箱を常時置いたり、スタッフが直接受ける要望をフィードバックしたりして、日頃から業務改善に努めています。

Ⅱ-2 運用サービス上の課題の整理

Ⅱ-2-1「望ましい基準」における本市の現状

図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）では、第 7 条の 2 で「文部科学大臣は、図書館の健全な発展を図るために、図書館の設置及び運営上の「望ましい基準」を定め、これを公表するものとする。」と規定されています。

いわゆる「望ましい基準」は、終戦後 50 年余り策定、公表されずにきましたが、2001（平成 13）年 7 月、ようやく告示され初めて公表されました。その後、2012（平成 24）年には、2008（平成 20）年の図書館法の一部改正を受けて、基準の全部改正が行われ、12 月に告示されました。その概要は次のとおりです。

総則二 【設置の基本】

市町村は、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、市町村立図書館及び分館等の設置に努めるとともに、（中略）市町村立図書館と公民館図書室等との連携を推進することにより、当該市町村の全域サービス網の整備に努めるものとする。

総則三 【運営の基本】

- ・ 図書館の設置者は、図書館の設置目的を達成するため、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上に留意し、必要な管理運営体制の構築に努めるものとする。
- ・ 市町村立図書館は、知識・情報の重要性を踏まえ、電磁的記録を含む資料や情報の提供等の直接サービスの実施や、読書活動を振興する機関、地域の情報拠点として、利用者及び住民の要望や社会の要請に応え、地域の実情に即した運営に努めるものとする。

公立図書館の管理運営 【運営方針】

- ・ 市町村立図書館は、その設置の目的を踏まえ、社会の変化や地域の実情に応じ、当該図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針（基本的運営方針）を策定し、公表するよう努めるものとする。
- ・ 市町村立図書館は、基本的運営方針を踏まえ、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定するとともに、事業年度ごとに、当該事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めるものとする。
- ・ 市町村立図書館は、基本的運営方針及び前項の指標、目標及び事業計画の策定に当たっては、利用者及び住民の要望並びに社会の要請に十分留意するものとする。

公立図書館の管理運営 【点検及び評価】

- ・ 市町村立図書館は、（中略）各年度の図書館サービスその他図書館の運営状況について、目標及び事業計画の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うよう努めなければならない。
- ・ 市町村立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館協議会の活用その他の方法により、（中略）図書館の利用者、住民その他の関係者・第三者による評価を行うよう努めるものとする。
- ・ 市町村立図書館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該図書館の運営の改善

を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

・市町村立図書館は、点検及び評価の結果並びに措置の内容について、（中略）多様な媒体を活用すること等により、積極的に公表するよう努めなければならない。

図書館サービス

- ① 貸出サービス等 資料の貸出、予約、複写等の多様な要求に対応
- ② 情報サービス 資料検索・案内、レファレンスサービス等の充実
 - (1) インターネットやデータベース等を活用し、資料の提供・紹介、情報の提示等レファレンスサービスの充実と高度化
 - (2) 図書館の利用案内、テーマ別の資料案内、資料検索システムの供用等
 - (3) インターネット等による外部情報へのアクセス環境の提供、関係機関等を紹介するレフェラルサービスの実施
- ③ 地域の課題に対応したサービス 住民の生活や仕事に関する課題や地域の課題解決に向けた活動支援
 - (1) 就職・転職、起業、職業能力開発、日常の仕事等に関する資料及び情報の提供
 - (2) 子育て、教育、若者の自立支援、健康・医療、福祉、法律・司法手続等に関する資料及び情報の提供
 - (3) 地方公共団体の政策決定、行政事務の執行・改善及びこれらの理解に必要な資料及び情報の提供
- ④ 利用者に対応したサービス 多様な利用促進のための連携と充実
 - (1) 児童・青少年に対するサービス 児童・青少年用図書の提供、読み聞かせ等の実施、講座等の実施、学校等との連携
 - (2) 高齢者に対するサービス 大活字本等の提供、利用の介助、代読サービスの実施
 - (3) 障害者に対するサービス 点字資料・録音資料等の提供、利用の介助、代読サービスの実施
 - (4) 乳幼児とその保護者に対するサービス 乳幼児向け図書等の提供、読み聞かせ等の支援、講座等の実施、託児サービスの実施
 - (5) 外国人等に対するサービス 外国語の利用案内、外国語資料や各国事情に関する資料の提供
 - (6) 図書館への来館が困難な者に対するサービス 宅配サービスの実施
- ⑤ 多様な学習機会の提供 住民の自主的・自発的な学習活動の支援
- ⑥ ボランティア活動等の促進 住民による読み聞かせ等の多様なボランティア活動等の機会や場所の提供、研修等の実施

職員の配置等

・市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長として、その職務にかんがみ、（中略）司書資格を有する者を任命することが望ましい。

・市町村教育委員会は、市町村立図書館が専門的なサービスを実施するために必要な数の司書及び司書補を確保するよう努めるとともに、（中略）関係機関等との計画的な人

事交流に努めるものとする。

・市町村立図書館には、前項の司書及び司書補のほか、必要な数の職員を置くものとする。

・市町村立図書館は、専門的分野に係る図書館サービスの充実を図るため、必要に応じ、外部の専門的知識・技術を有する者の協力を得るよう努めるものとする。

・市町村立図書館は、司書及び司書補その他職員の資質・能力の向上を図るため、（中略）継続的・計画的な研修の実施等に努めるものとする。

文部科学省は、2012（平成24）年8月、改正基準のパブリックコメントの実施に際し、基準の改正作業に携わった学識経験者で構成する、これからの図書館の在り方検討協力者会議の報告書を公表しています。

「望ましい基準」には数値目標の提示はありませんが、協力者会議の報告書に目標基準例として数値目標を提示しています。これは、毎年、日本図書館協会が編集発行している『日本の図書館』という統計書をもとに、人口区分ごとの市民一人当たりの図書年間貸出冊数（貸出密度）の上位10%の平均値を目標基準とするものです。

目標基準例は22項目あり、2022（令和4）年度の市民一人当たりの図書年間貸出冊数（貸出密度）上位10%（5市）の平均値と本市の2022年度実績を比較した達成率は次表のとおりです。

市民一人当たりの図書年間貸出冊数（貸出密度）上位5市の目標基準例の達成状況（2022年度）									
項目	人口15-20万人				安城市				
	望ましい基準	2022年度実績	【達成率】		望ましい基準	2022年度実績	【達成率】		
1 図書館数	5.0	1.0	20.0%	△	12 雑誌年間購入種数	441.4	362.0	82.0%	○
2 図書館専有延床面積	7,151.8	6,808.4	95.2%	○	13 登録者数	83,225.0	132,800.0	159.6%	
3 自動車図書館数	0.2	0.0	0.0%		14 貸出点数	1,611,200.0	1,899,000.0	117.9%	
4 専任職員数	22.4	10.0	44.6%	△	15 人口当貸出点数	9.1	10.04	110.3%	
5 うち司書	14.4	7.0	48.6%	△	16 予約件数	352,320.0	257,300.0	73.0%	△
6 司書率	58.7	70.0	119.3%		17 図書館費（経常費）	417,397.0	291,361.0	69.8%	△
7 非常勤・臨時職員数	43.8	69.0	157.5%		18 資料費（臨時含む）	67,842.6	85,712.0	126.3%	
8 委託・派遣職員数	27.8	0.0	0.0%		19 うち図書費	55,362.0	76,138.0	137.5%	
9 蔵書冊数	839,800.0	805,000.0	95.9%	○	20 うち雑誌新聞費	10,010.6	6,799.0	67.9%	△
10 うち開架冊数	602,400.0	552,000.0	91.6%	○	21 うち視聴覚費	1,864.8	2,775.0	148.8%	
11 図書年間購入冊数	28,405.8	34,535.0	121.6%		22 人口当資料費	337.1	453.5	134.5%	

※「日本の図書館2023」をもとに作成した人口15-20万人区分49市における市民一人当たりの図書年間貸出冊数（貸出密度）上位5市の平均数値。

22項目中、達成率が100%を超えているのは10項目です。未達成ではあるが達成率が80%以上の項目（○印）は4項目、実績値のないものを除いた達成率が80%未満の低い項目（△印）は6項目となっています。

1番の図書館数については、本市が設置している公民館図書室など12サービスポイントを分館として扱わないため、基準値が5.0館に対し本市は1.0館ですが、それ以外の未達成項目を本市の運営上の課題として捉えることができます。

Ⅱ-2-2 図書情報館開館以降の特徴（強み）と課題（弱み）

2017（平成 29）年の図書情報館の開館を機に、より一層の図書館サービスの充実に努めているところですが、アンケートの結果や「望ましい基準」などを踏まえて、将来を見据えた図書館運営の基本方針の策定に向けて、運営側から見た本市の特徴【強み】と、サービス上の課題【弱み】を、それぞれ整理します。

本市の特徴【強み】

- ① 旧来の日本十進分類法(NDC)順に捉われない「ら B o o k s」に代表される本市独自の「ジャンル別排架」
- ② 地域資料の収集・整理・保存を担う公的機関としての役割
- ③ レファレンスサービスの実施とレファレンス協同データベースの活用による事例の蓄積
- ④ 公民館図書室などサービスポイント 12 か所への毎日配送による迅速な資料提供と、「どこで借りても返してもよい」という柔軟な運用
- ⑤ 子育て支援（つどいのへや）、健康講座（健康支援室・講座室）、ビジネス支援センターなどの専門的サービスの提供
- ⑥ ボランティアと連携したきめ細かな児童サービスの歴史
- ⑦ 学校図書館連携事業による小中学生への読書、学習支援
- ⑧ 会話と飲食を原則容認して人の交流を促進する運営
- ⑨ 読書や貸出利用の幅を広げるきっかけ作りとなる展示
- ⑩ 市直営による職員やスタッフの専門性に裏付けられたサービスの継続性、関係機関との連携、新たなサービスへの挑戦
- ⑪ レベルの高い接遇とインカムを利用した迅速な対応
- ⑫ I C T を駆使した（自動貸出機、自動返却機、I C 書架の予約本コーナー、予約本受取機、電子書籍、電子新聞など）高い利便性
- ⑬ 館外貸出・施設予約利用に際し、住所要件を撤廃したことによる広域からの利用
- ⑭ 蔵書、閲覧席の豊富さや丁寧な対応による高い利用満足度

サービス上での課題【弱み】

- ① 地域資料（行政資料を含む）の網羅的な収集と、デジタル化を含めた体系的な整理・保存状況【重点施策 1－（2）】
- ② 実利用者の地域的な偏り【重点施策 2－（3）】
- ③ 図書館リピーターである実利用者が 35,000 人程度【重点施策 3－（2）】
- ④ レファレンスサービス及びデータベースの周知と利用状況【重点施策 2－（2）】
- ⑤ ビジネス支援センターとの連携【重点施策 2－（8）】

- ⑥ 障害者、外国人等支援を必要とする人へのサービス状況
【重点施策２－（５）、２－（６）】
- ⑦ スタジオなどの周知と利用状況
【重点施策３－（１）】
- ⑧ 図書館の専門資格である司書資格を保有する職員数と、年代構成の偏り
【重点施策４－（１）】
- ⑨ 図書年間貸出冊数が減少傾向【重点施策２－（１）】

Ⅱ-3 図書館サービスのあるべき姿とは

インド図書館学の父と呼ばれたランガナタン（1892～1972 年）が唱えた「図書館学の五法則」は、近代図書館の理念を端的に表明したものであるとして知られています。これらは、今日の図書館サービスにも通じるものであり、図書館情報館は常にこの「五法則」を実践する図書館であり続けたいと考えます。

ランガナタン《図書館学の五法則》

1. **Books are for use.** 図書は利用するためのものである。
(図書館の本は、独占せず、みんなで利用しよう。)
2. **Every person his or her book.** いずれの読者にもすべて、その人の図書を。
(年齢・性別・国籍・障害の有無に関係なく、すべての人に、その人の本を届けよう。)
3. **Every book its reader.** いずれの図書にもすべて、その読者を。
(すべての図書館の本に読者を。)
4. **Save the Time of the Reader.** 図書館利用者の時間を節約せよ。
(読者の時間を節約しよう。＝すべての利用者が短時間で望んでいる本にたどり着けるように、レファレンス・配架・サイン・目録を整えよう。)
5. **A library is a growing organism.** 図書館は成長する有機体である。
(図書館は日々変革せよ。)

－『図書館の五法則』（森耕一監訳 日本図書館協会 1981年）より－

本市が位置づける図書館サービスの根幹は、**選書とレファレンス**であると考えます。専門職員である司書を中心に、間接サービスの選書と排架を継続して適切に行い、直接サービスのレファレンスなどのスキルを磨いて、

市民のために図書館サービスの水準を持続することを、本市における図書館サービスの中心的なミッションとして位置づけたいと考えます。

現行の「第 9 次安城市総合計画」では、計画最終年である 2031（令和 13）年度において、①市民一人当たりの図書年間貸出冊数（貸出密度）は 12 冊以上、②市民実利用者数は 3 万 6,000 人以上を数値目標として掲げています。

そこで、本計画の最終年である 2029（令和 11）年度の基本数値目標を、上位計画における 2 つの指標に、③図書情報館の入館者数、④図書年間購入冊数、⑤レファレンス協同データベースへの事例登録件数を加えて、次のとおり設定します。

これは、図書館サービスの根幹である選書とレファレンスが適切に実施されているかどうかを裏付ける成果指標として貸出冊数、実利用者数、入館者数、図書年間購入冊数、レファレンス件数があり、これらを目標指標とすることが望ましいと考えるからです。

【本計画での基本目標値(網掛け部分)】及び【総合計画で掲げる目標指標】

	2018 年 実績値	2029 年 本計画目標値	2031 年 総計目標値
①市民一人当たりの図書 年間貸出冊数(貸出密度)	10.66 冊	11.50 冊	12.00 冊
②図書館の市民実利用者数	32,942 人	34,000 人	36,000 人
③図書情報館の入館者数	784,302 人	790,000 人	
④図書年間購入冊数	45,342 冊	34,000 冊	
⑤レファレンス協同データ ベースへの事例登録件数	277 件	290 件	

安城市図書館運営基本計画体系

基本理念 市民のライフステージをサポートする「知の情報拠点」を目指して

基本方針１ 多種多様な資料の収集・整理・保存

- 重点施策１－（１）資料の継続的な収集・整理
【目標指標①】図書年間購入冊数
- 重点施策１－（２）地域資料の網羅的な収集・整理
【目標指標②】安城資料（南吉資料含む）の蔵書数
- 重点施策１－（３）資料の保存

基本方針２ きめ細かな図書館サービスの拡充

- 重点施策２－（１）図書館資料の提供
【目標指標③】市民一人当たりの図書年間貸出冊数(貸出密度)
図書館の市民実利用者数
電子書籍のべ貸出回数
- 重点施策２－（２）レファレンスサービス
【目標指標④】レファレンス協同データベース年間登録件数
- 重点施策２－（３）公民館図書室などの充実
【目標指標⑤】公民館図書室などサービスポイント個人貸出点数
- 重点施策２－（４）子ども育みサービス
【施策】児童サービス
【施策】子育て支援サービス
- 重点施策２－（５）読書バリアフリーサービス
【目標指標⑥】読書バリアフリーサービス数
- 重点施策２－（６）多文化共生サービス
【目標指標⑦】外国語資料の蔵書数
- 重点施策２－（７）健康支援サービス
- 重点施策２－（８）ビジネス支援サービス
- 重点施策２－（９）政策支援サービス
- 重点施策２－（１０）ガイダンス・利用案内

基本方針３ 市民の知的な交流の推進

- 重点施策３－（１）市民の知的活動を支援する場の提供
【目標指標⑧】図書情報館の入館者数
- 重点施策３－（２）読書活動推進事業の開催
- 重点施策３－（３）ボランティアとの協働
- 重点施策３－（４）情報発信

基本方針４ 効果的・継続的な図書館運営のための人材の育成とＩＣＴ機器類の運用保持

- 重点施策４－（１）人材の確保と配置
- 重点施策４－（２）研修の実施
【目標指標⑨】全体研修の実施回数
- 重点施策４－（３）ＩＣＴ機器類の利活用
- 重点施策４－（４）運営体制

Ⅲ-1-2 図書館運営の基本理念・基本方針と重点施策

【基本理念】

図書館は、市民一人ひとりがその利用を通して自ら学び、考え、自立した市民として豊かな人生を送ることをサポートするために存在します。

今後も、本市の図書館の良さを生かし、市民に積極的に働きかけ、信頼され役立つ図書館を目指し、10年後の目指す図書館像としての基本理念を次のとおり掲げます。

市民のライフステージをサポートする「知の情報拠点」を目指して

この基本理念を実現するために、4つの基本方針を立て、具体的には21項目の重点施策に基づいた取組を推進します。

基本方針1 多種多様な資料の収集・整理・保存

ハイブリッド型図書館として、従来の紙媒体資料に加え、電子書籍やデータベースなど、市民ニーズに合わせた多種多様な資料の収集・整理・保存を行います。

重点施策1－（1）資料の継続的な収集・整理

インターネット時代も変わらない図書館資料の持つ価値を市民に継続的に提供していくため、多様性や持続性を重視した収集・整理を行います。

収集にあたっては、「安城市図書館資料収集方針」に則り、地域の特性や課題に合わせた蔵書構築に努めます。また、市民の抱える課題解決に直結する健康・子育て・ビジネスの3分野については、「中心市街地拠点整備事業計画」（平成24年12月策定）から引き続き重点サービスと位置づけ、専門的な資料も含めた幅広い収集を継続します。

さらに、ハイブリッド型図書館として、オンライン型の資料の提供を推進します。検索性や携帯性のメリットを生かした電子書籍や、個人では契約が難しいデータベースを積極的に導入します。

市民が常に魅力的な資料に出会うためには、積極的な蔵書の更新が欠かせません。「望ましい基準」の告示に先立つ「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準について（報告）」では、数値目標の例として「開架に占める新規図書比」を10％程度と定めています。この指標を満たすため、図書の年間購入冊数は図書情報館の開架冊数の10％を維持するよう努めます。

【目標指標①】

指標名	策定時の値 (2018)	現状値 (2023)	目標値 (2029)
図書年間購入冊数（単年度）	45,342 冊	34,087 冊	34,000 冊

重点施策１－（２）地域資料の網羅的な収集・整理

本市の歴史や文化についての郷土資料は、地域への理解と愛着を深め、魅力を高める大切な市民の財産です。また、本市の行政資料は、市民が地域の課題を解決し、文化を創造するための重要な手がかりとなります。



これらの地域資料の収集・整理は、図書館が市民に対して負って南吉資料を集めた「なんきちさんのへや」(図書情報館２階) いる責務と考え、網羅的な収集を行います。また、誰もが地域の情報にアクセスできるようにするため、地域資料の計画的なデジタル化を進めます。

さらに、地域資料を収集し、提供する場としての図書館の役割を、関係機関や市民に認識してもらうように努めます。

【目標指標②】

指標名	策定時の値 (2018)	現状値 (2023)	目標値 (2029)
安城資料（南吉資料含む）の蔵書数（累計）	15,500 点	19,711 点	22,000 点

重点施策１－（３）資料の保存

「安城市図書館除籍基準」に則って適切に除籍を行い、新鮮で魅力的な蔵書構築に努めます。ただし、蔵書構成の核となる基本資料や地域資料は、将来の市民も含めた利用に対応できるよう保存を行います。保存にあたっては、図書情報館の公開書庫・閉架書庫・貴重書庫及びあんステップにある閉架書庫を有効に活用します。



公開書庫（図書情報館４階）

基本方針２ きめ細かな図書館サービスの拡充

あらゆる世代のニーズに応えるため、市民の課題解決のためのレファレンスサービスをはじめ、さまざまな図書館サービスを行います。また、ビジネス支援、子育て支援、健康支援など、関係各課と連携した事業を継続します。

重点施策２－（１）図書館資料の提供

図書館資料とは、図書・雑誌などの紙媒体資料をはじめ、視聴覚資料（ＣＤ・ＤＶＤ）、オンライン型資料（電子書籍、データベース、デジタルアーカイブ）、インターネットアクセス端末や３Ｄプリンタのデジタル機器類、イベント講師や職員による案内など、図書館で提供するあらゆるメディアを指します。



「らBooks」コーナー（図書情報館３階）

図書情報館では、旧来の日本十進分類法（ＮＤＣ）に捉われない「ジャンル別排架」を実施しています。特に、オリジナルコレクション「らBooks」コーナーでは、ティーンズ向けの資料、各分野の入門書、歴代ベストセラー本、コミックスなど、図書館職員が厳選した資料が並び、市民の図書館利用の入り口となっています。

また、３階「暮らしのフロア」では、大型書店をイメージした８分野（健康、ビジネス、ＩＣＴ、動物・植物、旅行・地理、環境・防災、スポーツ・家庭、料理）のコーナーを設置し、市民が求める情報へ直感的にアクセスできるようにしています。今後ともこれらを継続するとともに、より効果的な排架方法を検討します。

所蔵がなく、利用者に提供できない資料については、収集方針に基づき購入を検討するほか、他の図書館との相互貸借制度も活用し、できる限り要望に対応します。

さらに、ハイブリッド型図書館として、より幅広い電子資料の提供を推進します。インターネットアクセス手段の提供、情報に関わる様々な機器類の利用機会を創出します。特に、電子書籍や電子雑誌は、文字の拡大や音声読み上げ機能に対応しているコンテンツがあり、紙媒体資料を読むことが難しい利用者でも読書を楽しむことが可能となります。そのため、資料の充実とともに、便利な機能の周知を図り、利用の増加に努めます。

なお、２０２３（令和５）年度に文化庁によって実施された「国語に関する世論調査」によれば、１か月間に本を読まなかった人の割合が増加しています。今後も、市民の読書意欲を喚起できるよう、様々なニーズに対応し、幅

広い分野の資料の提供に努めます。

【目標指標③】

指標名	策定時の値 (2018)	現状値 (2023)	目標値 (2029)
市民一人当たりの図書年間 貸出冊数（貸出密度） （単年度）	10.66 冊	9.94 冊	11.50 冊
図書館の市民実利用者数 （単年度）	32,942 人	28,005 人	34,000 人
電子書籍のべ貸出回数 （単年度）	1,890 回	10,322 回	15,000 回

重点施策2－（2）レファレンスサービス

図書情報館では、市民からの問い合わせに応じて図書館職員が適切な資料を選定し、情報提供を行うレファレンスサービスを実施しています。資料に関する知識と探索経験のある職員がレファレンス・インタビュー（逆質問）を行うことで、利用者の要求がより明確になり、課題解決のための資料案内につながります。2023（令和5）年度は9,971件の問い合わせ（クイックレファレンスを含む。）に応じ、市民の調査研究活動を支援しました。レファレンスサービスは窓口だけでなく、電話やメールでも受付しており、来館しなくても利用が可能です。所蔵資料・情報では解決されない課題については、専門機関や相談窓口を紹介し、利用者が次のステップに進むための援助（レフェラルサービス）を行っています。

図書情報館で対応したレファレンスサービスの記録は、国立国会図書館のレファレンス協同データベースに登録し、知の共有とサービス向上に役立てています。どのように資料にたどり着いたか、調べ方の過程を含めた記録を公開することで、類似の問い合わせに速やかに対応でき、蓄積した情報は個人利用者や他館職員の資料探索の参考となります。2023（令和5）年12月までに2,497件の事例を登録し、10年連続で国立国会図書館からお礼状を授与されました。今後もレファレンスサービスの一層の充実・高度化を図るため、継続的な職員研修を行い、職員の技能向上に努めます。

しかし、市民へのレファレンスサービスの周知は十分であるとは言えません。図書情報館へのレファレンスデスクの常設をはじめ、パンフレットの作成、フロアワークでの声掛け、報道機関への情報提供、展示コーナーでのレファレンス事例紹介などを通してレファレンスサービスの認知度向上を図ります。



レファレンスデスクでの対応（図書情報館 3 階）

現代社会は、インターネットや SNS の普及により、様々な情報が氾濫しています。市民が多くの情報から、正確で本当に必要な情報を見出せるよう、引き続きレファレンスサービスの周知と適切な提供に努めます。

【目標指標④】

指標名	策定時の値 (2018)	現状値 (2023)	目標値 (2029)
レファレンス協同データベースへの事例登録件数 (単年度)	277 件	156 件	290 件

重点施策 2－（3）公民館図書室などの充実

市内のどこに住んでいても図書館サービスを利用できるよう、図書情報館のほか 12 か所のサービスポイントを設置しています。各サービスポイント（KEYPORT、あんぱ〜くを除く）には 15,000 から 35,000 冊規模の資料があり、市民の身近な情報基盤となっています。また、各サービスポイントと図書情報館は配送ネットワークを結んでいます。

このネットワークと「どこで借りても返してもよい」という柔軟な運用により、図書情報館およびサービスポイント計 12 か所の所蔵資料を、あたかも一つの大きな図書館を使っているかのように迅速に提供することが可能となっています。

今後も魅力的な資料を提供できるよう計画的な書架整理を進めつつ、各公民館などと連携して全市的な図書館サービス網の維持に努めます。

【目標指標⑤】

指標名	策定時の値 (2018)	現状値 (2023)	目標値 (2029)
公民館図書室などサービス ポイント個人貸出点数 (単年度)	848,819 点	761,456 点	960,000 点

重点施策２－（４）子ども育みサービス

● 施策 児童サービス

本市では、読み聞かせなどの直接的なサービスに加え、システムの一元化と資料の定期配送サービスを核とした学校図書館の支援、読み聞かせボランティアの養成、保護者向けの講座の開催、10代を対象とした「らBooks」コーナーの設置など、包括的な児童サービスに力を入れてきました。

2023（令和5）年度からは市内の高等学校への資料配送貸出サービスを開始し、0歳から18歳までの子どもたちが読書に親しむ環境づくりを進めています。

また、図書情報館2階では、小学生以下の子ども対象の資料を充実させており、子どもの想像力のかん養や学びへの支援を行っています。一方、4階の個人学習室などでは、効率的な学習のため、特に休日には多くの学生が利用しています。引き続き、図書情報館が、家庭や学校などとは異なる居心地の良い場所として、子どもの心豊かで健やかな成長に貢献できるよう、施設の運営を行います。

● 施策 子育てサービス

図書情報館2階では、育児や教育についての大人向け資料の提供を行うとともに、他の利用者の迷惑にならない範囲での会話は可とし、親子で気軽に読み聞かせなどが楽しめる環境づくりを行っています。また、「つどいのへや」では、3歳以下の親子が自由に遊べるつどいの広場事業を展開



つどいのへや

開しており、おはなし会やイベントなど子育て世代に有用な情報の相互案内に取り組んでいます。引き続き、子育て家庭が、安心して心豊かに育児に取り組むことができるよう、支援を行います。

【子どもプロジェクト】

第 9 次安城市総合計画の重点戦略「しくみ」「ちから」「ばしょ」を踏まえ、子どもの健やかな成長につなげ、安心して子育てのできる仕組みを整えるため、資料の収集、排架、レファレンスサービスなど、既存の取組だけでなく、今後、新たな取組の検討においても、プロジェクトを意識します。

- ①子どもが本への興味・関心を抱く雰囲気づくり
- ②子どもの疑問に速やかに対応できる体制づくり
- ③子どもが自ら考え、答えを導き出す力を育む環境づくり
- ④子ども、子育て家庭が、安心して過ごせる環境づくり
- ⑤子育てしながら安心して、読書や学びができる環境づくり



重点施策 2－（５）読書バリアフリーサービス

図書館の開館を機に、障害のある人へのサービスとして、①郵送貸出サービス（対象：市内在住で身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの人）、②サピエ図書館（対象：市内在住で視覚障害の障害者手帳をお持ちの人）、③月 2 回の対面朗読サービス（対象：目が見えにくいなどの理由で、資料を読むのが困難な人）を実施しています。また、④デージー資料の貸出を開始しました。今後は、サービス対象者の拡大に加え、引き続き、サービスの充実、利用促進のための認知度向上に努めます。



読書バリアフリーサービスの資料（図書館 3 階）

【目標指標⑥】

指標名	現状値 (2023)	目標値 (2029)
読書バリアフリーサービス数 (単年度)	4 サービス	6 サービス

重点施策２－（６）多文化共生サービス

グローバル社会の進展に伴い、外国人住民が増加するとともに、多文化の理解促進の重要性は高まっています。外国語で書かれた資料や、日本語学習用の資料を積極的に収集・提供し、多文化共生社会の実現に寄与します。

また、日本語以外を母語とする親子や多文化に興味のある親子を対象とした「多言語読み聞かせ会」を実施し、本の楽しさを味わいながら、異なる言語や文化に親しむ機会を提供しています。

今後も、ユニバーサルデザインや「やさしい日本語」を活用し、国籍に関わらず利用しやすいサービスの在り方を模索します。



外国語資料

【目標指標⑦】

指標名	策定時の値 (2018)	現状値 (2023)	目標値 (2029)
外国語資料※の蔵書数 (累計)	4,693 冊	6,103 冊	7,000 冊
※洋書・児童洋書・洋書絵本の総数			

重点施策２－（７）健康支援サービス

図書情報館 3 階に健康・医療コーナーを設置し、入門書から医療関係者向けの専門書まで幅広い資料の提供を行っています。コーナーの一角には闘病記を集めた棚を設置し、健康に不安を抱える方への一助となっています。また、健康支援室・講座室では、健康に関する教室や講座などを開催しています。

今後もデータベースなどの活用を含めた健康・医療コーナーの充実、教室や講座を継続し、市民の健康づくりの支援に努めます。

重点施策２－（８）ビジネス支援サービス

図書館３階のビジネス支援センター「安城ビジネスコンシェルジュ（ABC）」では、市内の店舗・中小企業や起業家に向け、専門家による経営相談サービスを行っています。図書館内の専門家によるビジネス支援は全国的にも珍しく、本市ならではの特色です。



専門家による経営相談サービス

ビジネス支援センターに接して展開するＩＣＴおよびビジネス資料コーナーには、地域の主要産業である製造業の図書を中心に、業界紙や専門雑誌などビジネスパーソンの課題を解決する資料を取り揃えています。また、変化の速いビジネストレンドに対応して、常に最新の情報が得られるよう、データベースの提供を行っています。

今後も更なる連携強化のため、専門家の知見を活かした資料の収集や、相談業務への資料の活用とともに、セミナーなどの開催時には、関連する資料の紹介と、データベースやレファレンスサービスをはじめとするビジネスに有益なサービスの周知に努めます。

重点施策２－（９）政策支援サービス

行政課題解決のためのレファレンス機能を強化し、市議会議員や市職員などからの求めに応じて、政策の立案・検証や行政事務に必要な情報収集を支援します。

また、安城市役所関係各課が業務で必要とする資料の要望に対応し、各課の持つ専門知識を図書館の選書に反映することで、まちづくりに参画したい市民にとっても役立つ資料のラインナップの整備に取り組みます。

重点施策２－（１０）ガイダンス・利用案内

図書館サービスについて知ることを目的としたガイダンスの定期的な開催を検討します。利用案内、図書館ツアー、レファレンスサービス体験など、習熟度別のプログラムを用意することで、段階的な市民の図書館活用能力向上を支援します。



図書館ツアー

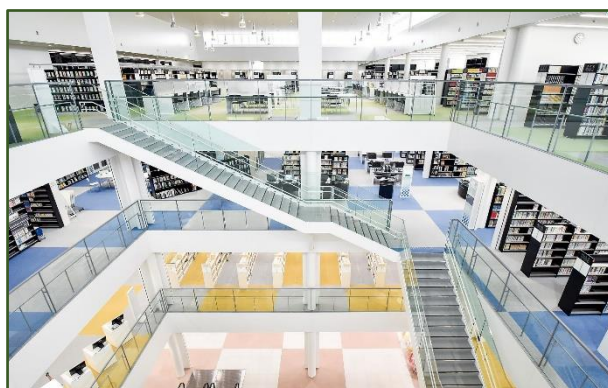
基本方針3 市民の知的な交流の推進

中心市街地拠点施設アンフォーレの集客力を活用し、新たな利用者を増やしたり、利用者同士の交流を深めたり、ボランティアと連携したりするなど、市民の文化的交流拠点となる取組を行います。

重点施策3－（１）市民の知的活動を支援する場の提供

図書情報館では、迷惑にならない範囲での会話・飲食を可能とし、資料を介した利用者同士の交流を促進しています。また、多様な利用形態に合わせた場の提供を行っており、落ち着いて調べものや読書ができる閲覧席や個人学習室だけでなく、ディスカッションコーナーでは複数の利用者が調べものを共同で行うことができます。さらに、小学生以下の子どもが学習に取り組める子どもグループ学習室、様々な印刷や映像、画像編集が可能なプリントコーナー、複数人で映像を楽しめるスタジオなども設置しています。その他にも、セミナーや講座などを開催し、日々の暮らしに役立つ情報を提供する健康支援室・講座室があり、人々の交流から生まれる新たな知的活動を支援しています。今後も、これらの機能やスペースについて、使い方や利便性などを実際に体感してもらう機会を提供するなど周知に努め、利用促進に取り組めます。

アンフォーレ1階や屋外の交流多目的スペースでは、多くの催しが開催されます。催しを目的に來られた人に、その足で図書情報館にも立ち寄っていただけるよう、交流多目的スペースで開催される指定管理者の催しと連動した資料の展示を行うなど、交流多



アンフォーレ内観

目的スペースと連携した取組を行います。今後も図書情報館が、市民のサードプレイス（第3の居場所）として利用いただけるよう、機能やサービスの充実に努めます。

【目標指標⑧】

指標名	策定時の値 (2018)	現状値 (2023)	目標値 (2029)
図書情報館の入館者数 (単年度)	784,302 人	600,996 人	790,000 人

重点施策３－（２）読書活動推進事業の開催

一人でも多くの市民が図書館や読書に興味を持てるよう、多種多様なイベントや講座を継続的に開催します。

2023(令和5)年度は作家による講演会をはじめ、アンフォーレ落語会、古典講座、新美南吉講座、データベースセミナーなどを主催し、のべ1,596人の参加がありました。また、電子図書館のPRのため「電子書籍・電子雑誌」体験会などを行っています。

実施にあたっては、アンケートなどでニーズを把握するとともに、年代別の興味関心事を考慮し、幅広く市民が求める機会の提供を行います。



作家による講演会

重点施策３－（３）ボランティアとの協働

現在、19の市民団体が図書館登録ボランティアグループとして、読み聞かせなどの活動をされています。これらの活動を広く市民に周知するとともに、ボランティアの拡充、スキルアップの機会を提供し、協働してサービスの充実に取り組みます。



ボランティアによる読み聞かせ

重点施策３－（４）情報発信

図書館では、毎朝その日の朝刊記事から関連資料の紹介を行う「日めくり展示」、週替わりで各フロアの資料を紹介する「トピック展示」、各フロアに排架されているジャンルを紹介する月替わりの「ジャンル展示」、関係機関の事業と連携した「コラボ展示」、図書館スタッフが手書きのPOPとともにおすすめの本を紹介する「スタッフが選んだ珠玉の1冊」など、新たな切り口での本との出会いを創出しています。

展示の様子はX(旧ツイッター)へ投稿し、広報に努めています。Xでは、他に利用案内やイベント案内、新着資料の情報などの情報発信をしています。



趣向をこらした展示

今後も図書館の魅力とサービスを伝えるため、積極的な情報発信を行います。また、広報あじょう、ウェブサイトに加え、SNSを利用した効果的

な情報発信を行います。さらに、地域の報道機関と連携し、新たな利用者層の拡大を図るとともに、民間事業者との連携など、効果的な情報発信を検討します。

基本方針４ 効果的・継続的な図書館運営のための人材の育成とＩＣＴ機器類の運用保持

市民の知る権利を保障するため、市が責任をもって効果的かつ継続的な図書館運営をすることが求められます。

多様・高度化する市民ニーズに対応できる専門的人材を計画的に育成し、それを助けるＩＣＴ機器の適切な運用に努めます。

重点施策４－（１）人材の確保と配置

運営を担う職員には、本市の行政職員として基本的な能力を身に付けながら、「知の情報拠点」としての図書館機能を最大限に発揮するための専門的な能力・知識を蓄積し、継承していくことが求められます。この役割を果たすため、図書館運営全体をコーディネートする館長や専門的職員（司書職）を適切に確保し、配置します。

また、最前線でサービスを提供するにふさわしい職員を育成するため、会計年度任用職員（図書館スタッフ）については、個々の能力を生かした業務分担とし、常に意欲を高める工夫と風通しの良い効果的な組織づくりを行います。



図書館スタッフの全体研修

重点施策４－（２）研修の実施

図書館サービスを支える柱として、サービスを提供する職員のスキル向上は不可欠です。図書情報館では、毎月第４金曜日の館内整理日を活用し、レファレンス研修や接遇研修など様々な全体研修を実施して着実な人材育成を図っています。

今後も継続的な内部研修を実施するとともに、国内外の先進的事例に関する情報収集や外部研修への積極的な参加により、高度な知識を備えた専門性の高い職員の育成に努めます。また、司書資格など関連する技能・資格の習得を奨励します。

【目標指標⑨】

指標名	策定時の値 (2018)	現状値 (2023)	目標値 (2029)
全体研修の実施回数(単年度)	11	11	11

重点施策4－(3) ICT機器類の利活用

現在、本市の図書館ではインターネットを利用した蔵書検索や資料の予約、施設・座席の予約システムを提供しています。また、ICタグを活用した図書館関連機器（自動貸出機、返却ポスト、IC棚予約コーナー、予約本受取機）の導入により、利用者の待ち時間の短縮とプライバシー保護



図書館関連機器

を実現するとともに、職員の省力化を図ることで、きめ細かなレファレンスサービスや読書活動推進などの業務を行う環境づくりを進めています。さらに、読書通帳機や館内サイネージでのおすすめ本紹介など、図書館利用を促進する仕掛けづくりを行っています。

2021(令和3)年度には、新たにインタラクティブ映像システムの導入、安城デジタルアーカイブのコンテンツの充実などを行いました。

今後も市民へのサービス向上と効率化のため、関連技術や先進事例の情報収集を行い、ICT機器類の適切な維持管理と更新に努めます。

重点施策4－(4) 運営体制

本市では、今後の図書館行政を担う組織づくりを行うため、2009(平成21)年度に中央図書館の窓口業務の民間委託を市直営に戻し、職員の知識・技能の向上に努めてきました。職員が継続して図書館業務に携わることで、中・長期的な視点に基づいた蔵書構築と高品質なサービスの提供が可能となっています。また、関係各課と連携し、市全体の施策に沿った臨機応変な図書館運営を行っています。

特に、図書館情報館のオープンにあたっては、資料の収集から新サービスの実施まで積極的に現場の意見を取り入れ、職員が一丸となって準備を進めることで、円滑なスタートを切ることができました。図書館情報館の開館以降も、市民ニーズに合わせた効率的で迅速なサービスを展開するため日々業務改善に取り組んでいます。

このような図書館運営のためには、市民や現場の意見を反映させる環境づくりと共に、図書館行政に関する継続的なノウハウの蓄積が不可欠です。

今後も専門的知識・技能を蓄積し、関係各課と密接に連携したサービスを市が責任を持って行うため、図書情報館の運営は市の直営を堅持します。

IV 重点施策の点検と評価

IV-1 目標の進捗管理

前章21項目の重点施策に基づいて、10年後のあるべき図書館像の実現に向けた図書館運営がなされているかどうか、定期的な点検と評価を行います。

点検と評価は、目標の進捗状況などを安城市図書館協議会に諮って第三者評価を行うとともに、ウェブサイト上に公表します。さらに、その評価結果に基づき図書館サービス改善の検証を行い、運営水準の向上に努めます。

資料編

1 計画見直し経過

年月日	内容
2023（令和 5）年度	
2023（令和 5）年 11月13日～12月12日	図書情報館施設利用者満足度アンケート実施
2024（令和 6）年 3月14日	2023（令和 5）年度第 3 回安城市図書館協議会
2024（令和 6）年度	
2024（令和 6）年 6月21日～6月28日	e モニターアンケート実施 「市の図書サービスについて」
2024（令和 6）年 6月30日・7月7日	「あなたのアイデアください！未来の図書情報館 ワークショップ」
2024（令和 6）年 7月22日	2024（令和 6）年度第 1 回安城市図書館協議会 ・計画案について
2024（令和 6）年 8月4日	第 1 回「安城市図書館運営基本計画」作業部会 ・計画案について
2024（令和 6）年 8月23日	第 1 回「安城市図書館運営基本計画」関係課長会 ・計画案について
2024（令和 6）年 9月13日	2024（令和 6）年度第 2 回安城市図書館協議会 ・計画案について
2024（令和 6）年 10月4日	第 2 回「安城市図書館運営基本計画」作業部会 ・計画のパブリックコメント案について
2024（令和 6）年 11月1日	2024（令和 6）年度第 3 回安城市図書館協議会 ・計画のパブリックコメント案について
2024（令和 6）年 11月14日	2024（令和 6）年度第 8 回教育委員会定例会 ・計画の中間見直しについて
2024（令和 6）年 12月11日	市民文教部会 ・計画の中間見直しについて
2024（令和 6）年 12月16日～2025 （令和 7）年 1 月 14 日	パブリックコメント実施
2025（令和 7）年 2月13日	2024（令和 6）年度第 11 回教育委員会定例会 ・パブリックコメントの結果について
2025（令和 7）年 3月24日	2024（令和 6）年度第 4 回安城市図書館協議会 ・安城市図書館運営基本計画【改訂版】の策定に ついて

2 安城市図書館協議会委員名簿

(2023 (令和 5) ~2024 (令和 6) 年度)

役職	氏名	所属等
会長	浮森 和美 (2024 (令和 6) 年度) ※2023 (令和 5) 年度は委員	安城市図書館登録 ボランティアグループ 「おはなしレストラン」 会員
	(前) 塚原 和江 (2023 (令和 5) 年度)	安城市図書館登録 ボランティアグループ 「おはなしどんどん」 会員
副会長	家禰 淳一	愛知大学文学部教授
委員	矢野 裕二	安城市立錦町小学校校長 安城市小中学校長代表 (安城市教育研究会図書館 教育部校長委員)
	加藤 リセ子	安城文化協会副会長
	杉田 加代子 (2024 (令和 6) 年度)	安城市図書館登録 ボランティアグループ 「安城図書館友の会」 会員
	熊谷 忠信	公募市民
	神谷 秀樹	公募市民
	宮崎 久美子 (2024 (令和 6) 年度)	公募市民

3 市民参画

(1) 図書館施設利用者満足度アンケート

①調査項目 利用者について

施設・職員について

施設の利用について

自由意見 (その他、お気づきの点)

②調査対象 図書館来館者

③調査方法 図書館来館者へのアンケート配布・回収

④調査期間 2023 (令和 5) 年 11 月 13 日 (月) ~12 月 12 日 (火)

⑤配布数 900 票

⑥回収状況 702 票 回収率 78%

(2) e モニターアンケート

①調査項目 過去 1 か月間の読書について

過去 1 年間に利用した市の図書サービスについて

図書館で利用したことのあるサービスについて

公民館図書室で利用したことのあるサービスについて

データベースコーナーについて
安城市デジタルアーカイブについて
レファレンスサービスについて
図書館の図書サービスを利用しなかった理由について
公民館図書室の図書サービスを利用しなかった理由について
図書館で気に入っているところについて
公民館図書室で気に入っているところについて
図書館などで利用したいと思うサービスについて
図書館オープン以前と比べた生活の変化について
自由意見

②調査対象 e モニター登録者

(市内在住または在勤・在学の満 18 歳以上の人)

③調査方法 e モニター登録者へのメールによる連絡

④調査期間 2024 (令和 6) 年 6 月 21 日 (金) ~ 6 月 28 日 (金)

⑤回答数 590 人

(3) ワークショップ

①イベント名 あなたのアイデアください！未来の図書館ワークショップ

②目的 様々な立場の市民が集まり、ワークショップを通じて出された意見を計画の中間見直しに反映させるため

③テーマ 来なくなる図書館にするために
子どもたちが図書館で楽しく過ごすために
より多くの人が電子図書館を楽しむために

④対象 一般 (中学生以上) の図書館情報館利用者

⑤募集方法 広報あんじょうや図書館ウェブサイトなどで募集

⑥回数 全 2 回

⑦日時・場所 第 1 回 2024 (令和 6) 年 6 月 30 日 (日)

13 時 30 分 ~ 15 時 30 分

アンフォーレ本館 (図書館情報館) 3 階健康支援室・講座室

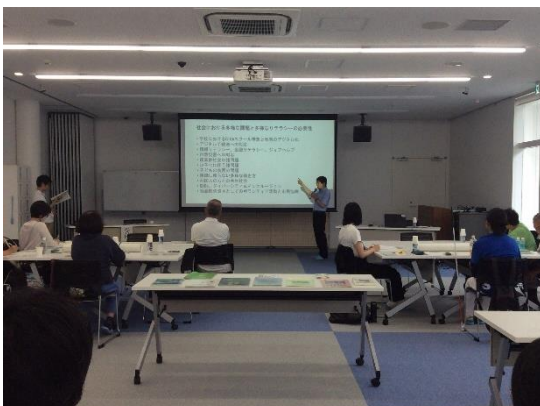
第 2 回 2024 (令和 6) 年 7 月 7 日 (日)

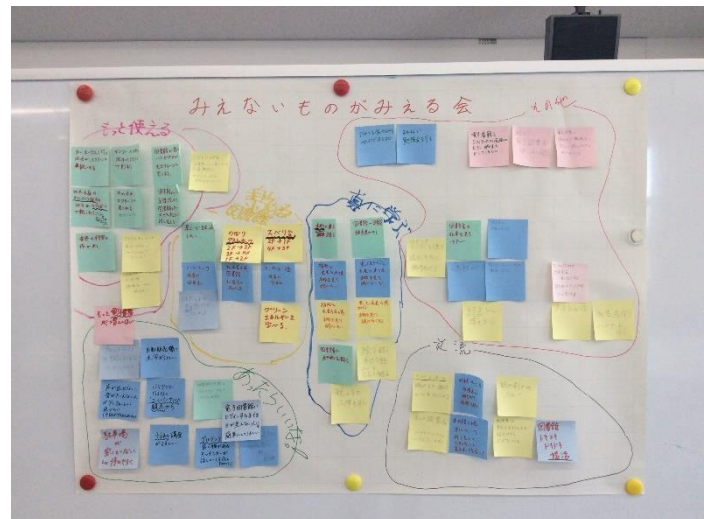
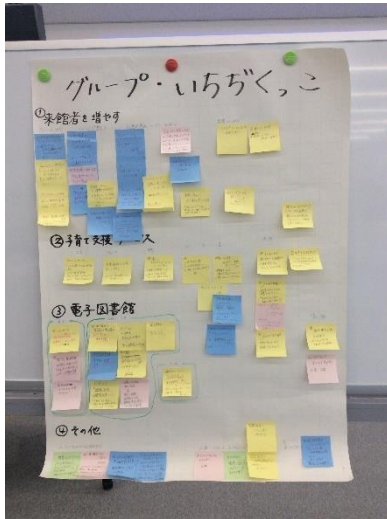
13 時 30 分 ~ 16 時

アンフォーレ本館 (図書館情報館) 3 階健康支援室・講座室

⑧参加者数 第 1 回 8 人

第 2 回 9 人





(4) パブリックコメント

計画案を図書情報館やウェブサイトなどで公開し、意見を募集しました。

①募集期間 2024（令和6）年12月16日（月）～2025（令和7）年1月14日（火）

②意見総数 87件

4 SDGsと安城市図書館運営基本計画

SDGsの目指す17の目標のうち「4 質の高い教育をみんなに」「10 人や国の不平等をなくそう」「17 パートナリーシップで目標を達成しよう」が、本計画と特に関連が深い目標となります。

	質の高い教育をみんなに	基本方針1 多種多様な資料の収集・整理・保存 基本方針2 きめ細かな図書館サービスの拡充 基本方針3 市民の知的な交流の推進
	人や国の不平等をなくそう	基本方針1 多種多様な資料の収集・整理・保存 基本方針2 きめ細かな図書館サービスの拡充
	パートナーシップで目標を達成しよう	基本方針2 きめ細かな図書館サービスの拡充 基本方針3 市民の知的な交流の推進

5 安城市図書館運営基本計画進捗状況

【2023（令和5）年度末時点】

指標名①	基準値						目標値
	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2029年度 (最終年度)
図書年間購入冊数	45,342冊	35,480冊	35,119冊	32,215冊	36,271冊	34,087冊	34,000冊

指標名②	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2029年度 (最終年度)
安城資料(南吉資料含む)の蔵書数	15,500点	16,990点	17,884点	18,448点	19,152点	19,711点	22,000点

指標名③	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2029年度 (最終年度)
市民一人当たりの図書年間貸出冊数 (貸出密度)※団体貸出を含まない	10.66冊	10.55冊	8.44冊	10.35冊	10.03冊	9.94冊	11.50冊
図書館の市民実利用者数	32,942人	32,309人	25,372人	27,803人	28,191人	28,005人	34,000人
電子書籍のべ貸出回数	1,890回	3,427回	8,324回	7,325回	7,535回	10,322回	15,000回

指標名④	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2029年度 (最終年度)
レファレンス協同データベースへの事例登録件数	277件	244件	126件	118件	90件	156件	290件

指標名⑤	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2029年度 (最終年度)
公民館図書室等サービスポイント個人貸出点数	848,819点	850,788点	634,987点	773,069点	746,044点	761,456点	960,000点

指標名⑥	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2029年度 (最終年度)
外国語資料※の蔵書数 ※洋書・児童洋書・洋書絵本の総数	4,693冊	4,907冊	5,232冊	5,645冊	5,827冊	6,103冊	7,000冊

指標名⑦	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2029年度 (最終年度)
図書情報館の入館者数	784,302人	759,416人	400,489人	498,869人	521,237人	600,996人	790,000人

指標名⑧	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2029年度 (最終年度)
全体研修の実施回数	11回	11回	11回	12回	12回	11回	11回

6 安城市図書館資料収集方針

第1条 基本方針

- 1 図書館が安城市民の生涯学習の基盤施設であることを考慮して、市民の調査研究及び文化、教養、暮らし、レクリエーションに必要な資料を多様なレベルで幅広く収集する。
- 2 収集にあたっては、現在の利用者の要求だけでなく、潜在的な要求、将来想定される要求も考慮し収集する。

第2条 収集する資料の種類

- 1 図書
- 2 逐次刊行物
- 3 地域資料
- 4 視聴覚資料
- 5 電子資料

第3条 収集の基準

- 1 各分野の基本的な資料を収集する。
- 2 各分野の最新の動向・情勢についての資料を積極的に収集する。
- 3 市民の暮らしや学習、仕事、さまざまな活動に役立つ資料を積極的に収集する。
- 4 多様な対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を公平に収集する。
- 5 安城についての地域資料は、後世に残すことを視野に入れ、網羅的に収集する。
- 6 大量に出版されている類似的な資料については、選別して収集する。
- 7 下記の資料は原則として収集しない。
 - (1) 暴力、犯罪、残虐性を助長したり、人権への配慮に欠けたりする資料、及び性的表現が過激な資料、または、あまりに低俗な資料
 - (2) 形態、装丁が特殊な資料
 - (3) 学習参考書、資格試験等問題集
 - (4) 切取り、書込みが前提の資料
 - (5) DVD、CD-ROM付き図書
 - (6) ダウンロード式の付録及び付録等へアクセスするためのURL付き図書

第4条 留意事項

- 1 「図書館の自由に関する宣言」を尊重し、資料を収集する。
- 2 寄贈資料についても同様の取り扱いをする。
- 3 公民館図書室等にも配本することを考慮し、必要なものは複本を揃える。
- 4 欠本が生じた場合は速やかに補充する。
- 5 貸出実態調査等の客観的データを参考にし、思い込みや固定観念で収集しない。
- 6 選書担当者の個人的な関心や好みによって収集しない。
- 7 資料種別、主題別の具体的な収集基準は別途定める。
- 8 複本図書の追加は、予約待ち人数10人毎に冊とし、1タイトルの上限を10冊とする。ただし、地域資料、児童書および寄贈資料についてはこの限りではない。

附 則

この方針は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この方針は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

7 安城市図書館除籍基準

(目的)

第1条 この基準は安城市図書館が所蔵する資料の除籍に際し、必要な事項を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 事象や時代の変化により資料的価値が著しく低下した資料を除籍することにより、利用者の利便性と書架の有効利用を図り、常に質の高い新鮮な蔵書構成の維持に努める。

2 長期間にわたり所在が確認できない資料を除籍することにより、現存する資料の正確な把握とともに、必要な資料の補充を行い、適切な蔵書構成の維持に努める。

3 除籍にあたっては、思想的、宗教的、党派的立場にとらわれ特定の資料を不当に除籍してはならない。

4 市民の要求、利用頻度、資料的価値、品切れ・絶版等の出版状況など多角的に検討し慎重に行う。

(除籍の対象資料)

第3条 除籍の対象資料は次のとおりとする。

(1) 亡失、不明資料

ア 蔵書点検において3回以上不明となった資料

イ 利用者の過失により亡失した資料で、同じ資料での弁償が不可能だった資料

ウ 利用者が不可抗力による事故、災害、盗難等により亡失した資料

エ 天災または不可抗力により亡失した資料

オ 利用者から未返却処理図書点検票が提出され、当該年度の蔵書点検時による調査で発見できなかった資料

(2) 汚損、破損資料

ア 利用者の過失により汚損、破損した資料で、同じ資料での弁償が不可能だった資料

イ 汚損、破損、書き込み等が甚だしく、使用に耐えない資料

ウ 修理、製本によつての補修が困難、または修理製本する必要のない資料

(3) 不要資料

ア 時間の経過により内容が古くなった資料

イ 新版、改訂版または同種資料を購入したため不要となった旧版の資料

ウ 各分野の実用書、入門書、概説書で代替可能な資料がある資料

エ 複本(同一の資料)がある資料

オ 別に定める「雑誌保存期間一覧」により保存期間切れとなった新聞及び雑誌

(4) その他

ア 合冊したため数量が変更された資料

イ 他の図書館、施設等へ移管する資料

ウ 館長が除籍を必要と認めた資料

(除籍対象外資料)

第4条 除籍の対象外資料は次のとおりとする。

- (1) 地域資料、南吉資料(複本を除く)
- (2) 統計、白書、年鑑、新聞縮刷版等の逐次刊行物
- (3) 類書がない、または少ない分野の資料
- (4) 絶版等により入手困難な資料的価値の高い資料
- (5) 愛知県図書館より指定された「ラストワン」資料

(除籍資料の選定・処分)

第5条 除籍資料の選定及び処分は次のとおりとする。

- (1) 除籍資料の選定及び決定は図書館職員が行う。
- (2) 除籍した一般書は図書館リユース本コーナーに設置し、希望する者へ無料で譲渡する。また、希望する市内の他の施設にて配布する。児童書は市内の保育園、幼稚園、子ども園、学校等へ無料で譲渡する(汚損、破損の激しい資料を除く)。
- (3) 利用者の過失により汚損、破損した資料で、汚損届が利用者から提出され、汚損届を提出した利用者が代本指定通知で指定された資料で弁償し、汚損、破損した資料の受取を希望された場合、その資料を除籍した後、譲渡する。

附 則

この基準は令和元年10月1日から施行する。

附 則

この基準は令和6年8月1日から施行する。

8 用語解説

・ICT（2 ページ）

情報通信技術（Information and Communication Technology）の略。

・ハイブリッド型図書館（2 ページ他）

印刷メディアを中心とした伝統的図書館と電子メディアを駆使した図書館が融合した図書館。また、その融合した図書館機能のこと。

・レファレンスサービス（3 ページ他）

図書館職員が資料や情報を探している利用者を手伝うサービスのこと。例として、図書館資料を用いた情報提供や、情報が有るところへ案内するなどがある。

・「新しい生活様式」（4 ページ）

2020(令和 2)年初頭から国内で流行した新型コロナウイルスの感染拡大を長期的に防ぐために必要とされる、行動変容の規範。感染対策について話し合う政府の専門家会議が同年 5 月 4 日に提言した。

・電子書籍（8 ページ他）

専用の端末や、タブレットやスマートフォンなどの携帯端末、パソコンで読むことのできるデジタル形式で提供される書籍。

・SNS（8 ページ他）

ソーシャル・ネットワーキング・サービス（Social Networkig Service）の略。インターネットのネットワークを通じて、人と人をつないでコミュニケーションが図れるように設計された登録制サービス。

・図書館協議会（10 ページ他）

図書館法で設置が規定されている図書館長の諮問機関。本市では条例で「定員 10 名以内」と規定し、年 3～4 回開催している。

・レフェラルサービス（11 ページ他）

図書館職員が、利用者からの情報の要求に対して、その分野の適切な専門家や専門機関に照会して情報を入手し、提供するサービス。また、そうした専門家や専門機関を利用者に紹介するサービスのこと。

・サービスポイント（12 ページ他）

利用者が図書館サービスを受ける場所のこと。公共図書館活動において用いられることが多く、本館、分館、学校図書館などが含まれる。

・日本十進分類法（NDC）（13ページ他）

NDC（Nippon Decimal Classification）の略。日本の代表的な図書の一般分類表。記号法はデューイ十進分類法を応用し、日本の図書館に適合するように、和洋図書共用を意図して編纂されたもの。

・排架（13ページ他）

図書館資料をその請求記号などの所定の排列順序に基づいて、書架に並べること。「配架」と「排架」の違いについては、「配」は割り当てるという意味があり、「排」は一定の順序で連ねるという意味を持つ。図書館資料は分類順に一定の法則に基づいて並べることから「排架」を用いている。

・地域資料（13ページ他）

その地域で出版・刊行されたものや、その地域の出身者の著作物や地域の人について書かれた資料のこと。地方公共団体や地方議会が作成した資料も含まれる。

・レファレンス協同データベース（13ページ他）

国立国会図書館が全国の図書館等と協同で構築している、調べ物のためのデータベース。レファレンス事例、調べ方マニュアル、特別コレクション及び参加館プロファイルに係るデータを、インターネットを通じて提供している。

・インカム（13ページ）

インターコミュニケーションシステムの略。特定の区域内で双方向の同時通信が可能なシステムのこと。

・IC書架（13ページ）

半導体集積回路（IC=Integrated Circuits）を利用した書架。図書館資料に付いているICタグを認知し、書架のどこに資料があるか所在を明らかにすることができる。

・選書（14ページ他）

図書館が受入れる図書その他資料を選択し、収集すること。現存蔵書の充実度、利用頻度、利用者のニーズなどその図書館の設ける一定の方針・基準によって行われる。

・読書バリアフリー法（16ページ）

正式名称は「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」。障害の有無に関わらず、すべての人が読書による文字・活字文化の恩恵を受けられるようにするための法律で、さまざまな障害のある方が、利用しやすい形式で本の内容にアクセスできるようにすることを目指している。

・デジタルアーカイブ（２０ページ他）

有形・無形の文化財をデジタル情報として記録し、劣化なく永久保存するとともに、ネットワークなどを用いて提供すること。

・相互貸借（２０ページ）

図書館間で協力するサービスの一つで、一つの図書館が他の自治体などの別の図書館からの要求に応じて、資料の貸出やその複写物を提供すること。

・レファレンス・インタビュー（２１ページ）

図書館職員が利用者からのレファレンスについて確認し、曖昧な点を明確にし、理解できない点の説明を求めるために行う面接のこと。

・クイックレファレンス（２１ページ）

利用者からの資料相談に対して、日頃の知識や手近の参考資料だけで即座に回答できるような簡単な質問のこと。あるいは、その質問に対する回答、回答への過程のこと。

・フロアワーク（２２ページ）

カウンター（サービスデスク）以外のサービスフロアで行われる利用者サービスのこと。利用案内、読み聞かせなどが含まれる。

・サピエ図書館（２４ページ）

全国のサピエ（視覚障害のある方々に対して点字やデイジーデータをはじめ、暮らしに関する様々な情報を提供している Web サイト）会員施設・団体が制作または所蔵する資料の目録ならびに点字・音声図書出版目録からなる、点字図書や録音図書の全国最大の書誌データベース。

・デイジー資料（２４ページ）

D A I S Y : Digital Accessible Information System の略。活字による読書が困難な人々のための国際的なデジタル録音資料制作システムによる資料。再生には専用プレイヤーまたは編集ソフトウェアが必要。デイジー資料には「音声デイジー」だけでなく、様々な情報を盛り込んだ「マルチメディアデイジー」もある。

・ユニバーサルデザイン（２５ページ）

年齢、性別、身体的状況、国籍、言語、知識、経験などの違いに関係なく、すべての人が利用しやすい製品やデザインを目指す概念のこと。

・サードプレイス（２７ページ）

第一の場所（ファーストプレイス）「家」、第二の場所（セカンドプレイス）「職場や学校」とは異なる、居心地の良い第三の場所のこと。

・ X (旧ツイッター) (28 ページ)

SNS の一種。ブログと電子メールの中間的な位置づけのコミュニケーション・ツールで、短文を発信したり、他の人の文を閲覧したりすることができる。

・ 会計年度任用職員 (29 ページ)

一会計年度を超えない期間を任期として採用される一般職の地方公務員。

・ IC タグ (30 ページ)

小さな無線チップ。商品に貼付し、半導体集積回路 (IC=Integrated Circuits) を用いて電波の送受信をすることで商品の識別、管理などを行う。

・ 読書通帳機 (30 ページ)

資料の貸出履歴を利用者が自分で読書通帳に記録するシステムのこと。読書通帳とは、個人の借りた資料の履歴を記録する通帳の総称。

・ サイネージ (30 ページ)

看板のこと。サイネージ (signage) は記号・標識の意味。ニュース、広告、案内などの映像や文字情報をデジタル表示する装置のことをデジタルサイネージという。

・ インタラクティブ映像システム (30 ページ)

設置したプロジェクターから床面に映し出された映像が、その上にいる人の動きに合わせて反応する機器のこと。

〈参考文献〉

1 「ICT」『日本大百科全書(ニッポニカ)』小学館, 2024, <https://kotobank.jp/>, (参照 2024-12-23) .

2 「ハイブリッドライブラリー」『デジタル大辞泉』小学館, 2024, <https://kotobank.jp/>, (参照 2024-12-23) .

3 日本図書館情報学会用語辞典編集委員会編. 図書館情報学用語辞典. 第四版, 2013, p.55, 86, 121, 160, 175, 179, 188, 196, 255, 256.

4 「新しい生活様式」『知恵蔵 mini』朝日新聞出版, 2024, <https://kotobank.jp/>, (参照 2024-12-23) .

5 「電子書籍」『日本大百科全書(ニッポニカ)』小学館, 2024, <https://kotobank.jp/>, (参照 2024-12-23) .

6 「SNS」『日本大百科全書(ニッポニカ)』小学館, 2024, <https://kotobank.jp/>, (参照 2024-12-23) .

7 国立国会図書館. “レファ協とは?” . レファレンス協同データベース. <https://crd.ndl.go.jp/jp/about/usage/index.html>, (参照 2024-12-23).

8 「インターコミュニケーションシステム」『デジタル大辞泉』小学館, 2024, <https://kotobank.jp/>, (参照 2024-12-23) .

9 文部科学省. “「読書バリアフリー法」とは?” . 文部科学省.

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_01304.html,
(参照 2024-12-23) .

10 日本図書館協会編. 図書館用語集. 四訂版, 日本図書館協会, 2013, p.65.

11 サピエ事務局. “サピエとは”. サピエ.
<https://www.sapie.or.jp/sapie.shtml>, (参照 2024-12-23).

12 「ユニバーサルデザイン」『日本大百科全書（ニッポニカ）』小学館,
2024,<https://kotobank.jp/>, (参照 2024-12-23) .

13 「サードプレイス」『人事労務用語辞典』アイ・キュー,
2024,<https://kotobank.jp/>, (参照 2024-12-23) .

14 「会計年度任用職員」『デジタル大辞泉』小学館,2024,<https://kotobank.jp/>,
(参照 2024-12-23) .

15 「IC タグ」『デジタル大辞泉』小学館, 2024,<https://kotobank.jp/>, (参照
2024-12-23) .

16 図書館流通センター. “読書通帳機（図書館ツール）”. 株式会社図書館流通
センター（TRC）. <https://www.trc.co.jp/solution/passbook.html>, (参照
2024-12-23)

17 「デジタル－サイネージ」『デジタル大辞泉』小学館,
2024,<https://kotobank.jp/>, (参照 2024-12-23) .

18 「電子看板」『日本大百科全書（ニッポニカ）』小学館,
2024,<https://kotobank.jp/>, (参照 2024-12-23) .